

申第35号に対する窓口説明

「診断書を出さなければ処分！」と言ったのは事実！あきらかに脅迫である！

会社は2月13日、申第35号について、窓口での説明を行いました。

藤枝駅長が、年休で入院した東海労働組合員に対して診断書の提出を強要し、あることか「出さなければ処分を出す」と脅した行為に対して、本部は駅長の謝罪を求め団体交渉を開催するよう申し入れました。しかし会社は「駅長は処分を出すとは言っていない」と事実を認めないばかりか、団体交渉の開催を拒否しました。本部は会社の不誠実な態度に抗議し、対立を確認しました。

申第35号(2月2日申し入れ)

静岡地本組合員に対する診断書強要に関する団体交渉開催の申し入れ

藤枝駅岩崎駅長は1月31日、同駅に勤務する木下孝尚組合員に対し、年休を使用して入院したことに関して、診断書の提出を強要した。しかも「出さないなら処分を出す」などと、いわば脅迫行為まで行ったのである。

岩崎駅長の言動・行動について下記のとおり申し入れるので、団体交渉を開催すること。

記

1. 木下組合員は「診断書を提出しない」と表明していない。にもかかわらず岩崎駅長は「出さないなら処分を出す。業務指示違反だ、一週間以内に提出すれば撤回する」と言い放った。この言動は、まさに診断書提出の強要であり、脅迫である。到底認めることはできない。撤回し、会社として木下組合員に文書で謝罪すること。

2. 岩崎駅長の言動は、木下組合員に精神的苦痛を与え、業務遂行を妨げた。岩崎駅長は木下組合員に文書で謝罪すること。
3. 「処分を出す」という言動は、現場長権限を逸脱した言動であり脅迫である。見解を示すこと

【会社回答】

本件は協約上の団体交渉事項には当たらず、団体交渉は開催しない。

1. そのような考えはない。
2. そのような考えはない。
3. そのような考えはない。

《主なやり取り》

組合：団体交渉を開催しないことに抗議し対立を確認する。

組合：藤枝駅長の言動はあきらかに脅しである。謝罪すべきである。

会社：駅長は、業務指示違反とは言っているが、処分を出すとは言っていない。

組合：そのようなことはない。本人が「処分を出す」言われたと言っているのだから間違いない。

会社：言った言わないの話である。

組合：駅長が言っていないと言っているのか。

会社：そうである。

組合：駅長は「1週間以内に出せば撤回する」とも言っている。

会社：そうである。

組合：ならば「処分を出す」と言っているということだ。

会社：就業規則に違反していることなので、診断書を出せばその違反については解消されるから、1週間以内に出してもらいたいと言った。

組合：そうではない。処分を出すということを撤回するということだ。組合員の言っていることが正しい。そもそも、組合員の年休はあらかじめ付与されたもので欠勤ではないのだから、診断書など出す必要はない。まして年休には理由も診断書もいらない。

会社：確かに年休には理由も診断書もいらない。しかし優先的に休んでもらうためには診断書が必要だ。

組合：事前に診断書など出ない。変な理屈だ。とにかく駅長は謝罪すべきだ。

以 上